

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 株式会社中村酸素

事業所の名称 株式会社中村酸素

事業所の所在地 広島県広島市中区江波沖町6番31号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和5年2月6日

広島県知事

湯崎

英彦



特定保守管理医療機器に係る修理区分

生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連

有効期間 令和4年12月19日から
令和9年12月18日まで